

とくべつけいほう およ ぼうふうけいほう ぼうふうせつけいほう はっぴょうじなど
「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時等

1. 神奈川県かながわけんのいずれかの市町村等しちょうそんとう（川崎市かわさきに限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表継続中の場合は、児童の安全確保のため、当日を臨時休業とします。
また、午前6時の時点で、神奈川県かながわけんのいずれかの市町村等の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が解除されていた場合でも、川崎市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社（JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄のいずれか）が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。
※学校より原則配信メールや電話連絡は行いませんので、報道等で確認をお願いします。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、これまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様に配信メール等でご連絡いたします。
3. 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたすおそれのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、配信メール等でお知らせいたします。この場合、わくわくプラザも休室となり、利用できません。
4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業実施することはいたしません。

緊急避難場所開設

- 大規模な風水害により緊急避難場所が開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日を臨時休業とします。この場合、メール配信等でお知らせいたします。
- ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域などに対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、緊急避難場所が開設された場合とします。
 - ・「緊急避難場所」として使用されなかった学校は、臨時休業の対象外とします。
 - ・避難所業務が終了した日が休日、休前日（例えば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が授業日でないとき（夏季休業中や振替休日等）は、部活動等の児童生徒の活動をすべて中止とします。
 - ・施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更等を行う場合があります。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 2 6 6 - 4 8 8 6）までご相談ください。